

ペットフードの安全をめぐる情勢

令和4年1月

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課
愛玩動物用飼料対策班



愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律の概要

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成20年法律第83号)

環境省と共管

目的

・愛がん動物用飼料(ペットフード)の製造等に関する規制を行うことにより、愛がん動物用飼料の安全性の確保を図り、もって愛がん動物(ペット)の健康を保護し、動物の愛護に寄与すること。

基準又は規格の設定及び製造等の禁止

・農林水産大臣及び環境大臣は、愛がん動物用飼料の製造の方法等についての基準又は成分についての規格を定めることができることとし、当該基準又は規格に合わない愛がん動物用飼料の製造、輸入又は販売を禁止する。

有害な物質を含む愛がん動物用飼料の製造等の禁止

・農林水産大臣及び環境大臣は、有害な物質を含む愛がん動物用飼料等の製造、輸入又は販売を禁止することができる。

愛がん動物用飼料の廃棄等の命令

・農林水産大臣及び環境大臣は、製造業者、輸入業者又は販売業者に対し、廃棄、回収等必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

製造業者等の届出

・製造業者又は輸入業者は、農林水産大臣及び環境大臣に、氏名、事業場の名称等を届け出なければならない。

帳簿の備付け

・製造業者、輸入業者又は販売業者(小売の場合は除く。)は、販売等をした愛がん動物用飼料の名称、数量等を帳簿に記載しなければならない。

報告徴収、立入検査等

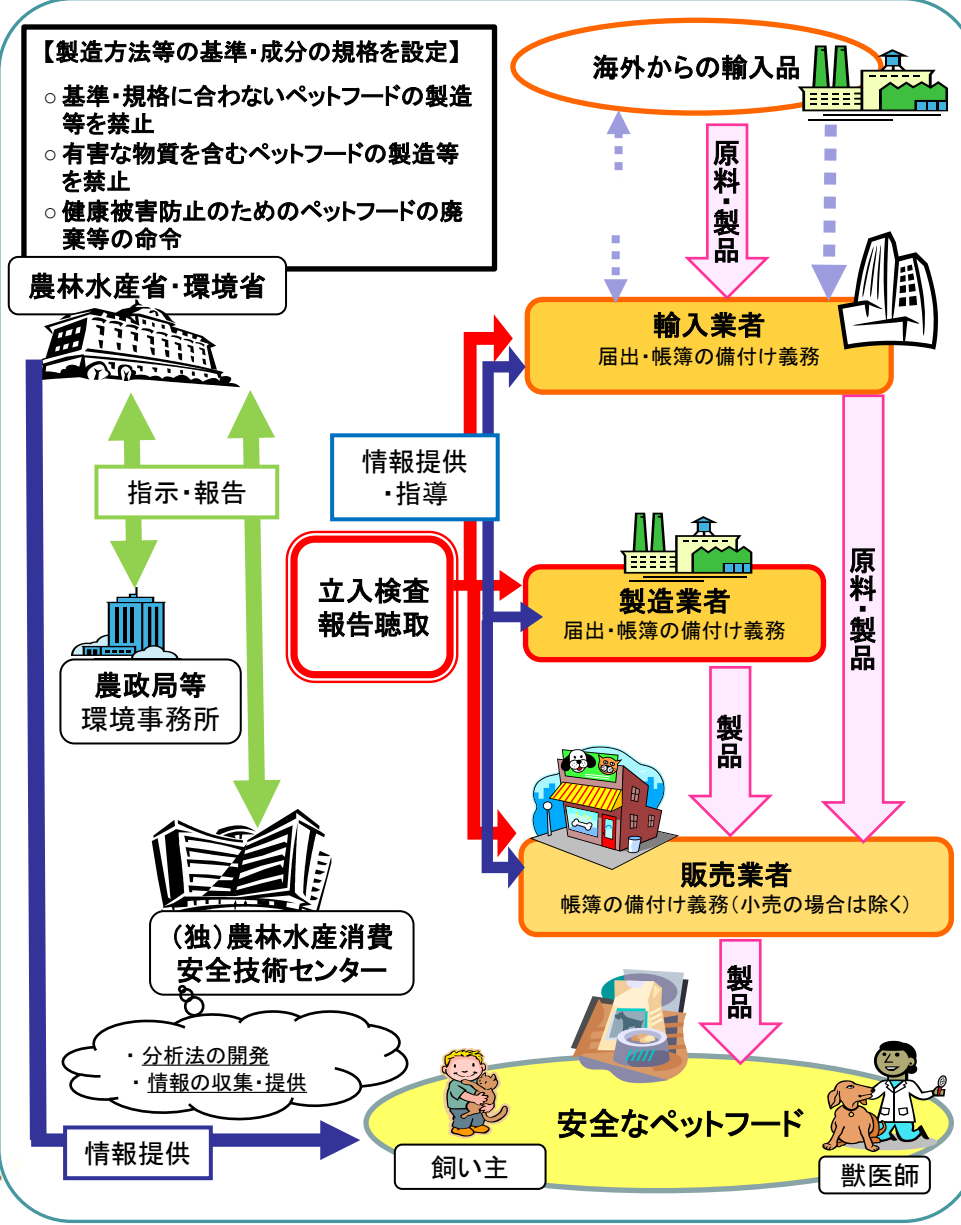
・農林水産大臣及び環境大臣による製造業者等からの報告徴収、製造業者等への立入検査等について定める。

対象動物

・**ペットの栄養に供するものが対象**
総合栄養食のほか、おやつ、スナック、サプリメント、ガムも含む。

・おもちゃ、食器、猫草、金魚のエサ等は対象外

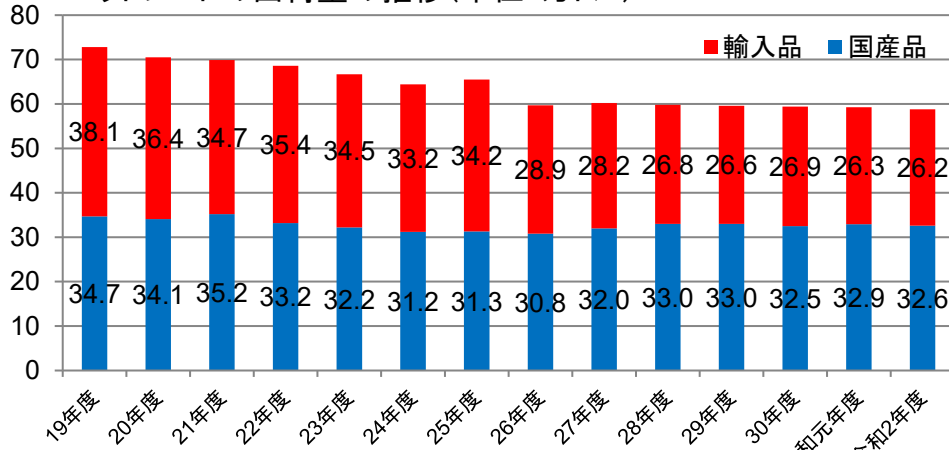
ペットフードの安全確保するための体制の概要



ペットフードの安全をめぐる基礎データ

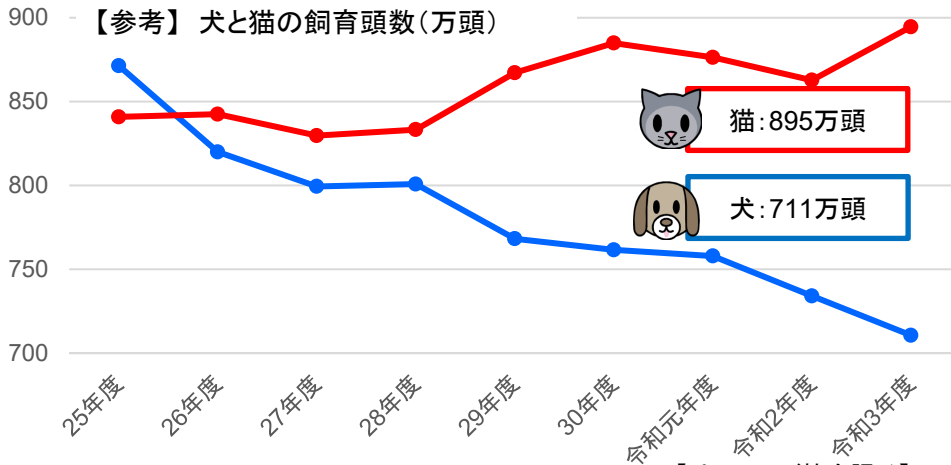
- ・ペットフード(犬用、猫用及びその他用)の出荷量は年間で約60万トン(令和2年度:2020年度)のうち、国産品が約55%、輸入品が約45% また、犬用が約43%、猫用が約53%、その他用が約5%
- ・ペットフードの届出事業者数は製造業者4519者、輸入業者767者(令和3年3月末時点)
- ・製品のリコール(回収)は、年度によりバラツキはあるものの、国内・海外ともに年間数件は発生。

ペットフードの出荷量の推移(単位:万トン)



出典: ペットフード産業実態調査(一般社団法人ペットフード協会)

【参考】犬と猫の飼育頭数(万頭)



【ペットフード協会調べ】

ペットフードの届出事業者数(令和3年3月末時点)

製造業者数	輸入業者数	合計
4519	767	5286

犬猫用ペットフードの近年の事故発生状況(令和3年12月末時点)

1. 国内リコール等

年度	2018	2019	2020	2021
発生件数	5	4	5	7
うち健康被害あり	2	1	0	2
うち健康被害なし	3	3	5	5

2. 海外リコール(注意喚起事務連絡発出件数)

年度	2018	2019	2020	2021
発生件数	8	1	4	7
うち国内流通あり	5	1	0	0
うち国内流通なし	3	0	4	7
(国内での健康被害確認件数)	1	1	0	0

ペットフードの安全をめぐる最近のトピック

野生獣肉利用ペットフード(ジビエペットフード):野生鳥獣による農林水産業の被害が深刻化し、捕獲・捕獲した野生鳥獣の利用拡大を政府全体で推進。ペットフード原料として利用する例も増加傾向にある一方、野生鳥獣は寄生虫や細菌等に感染している可能性が高く、また、狩猟に用いる鉛玉によるリスクも指摘されているため、当該リスクについて事業者への周知を実施。

販売方法の多様化:ECサイトでのペットフードの販売では販売者が購入者を確実に把握することができる一方、フリーマーケットサイトやSNSでの販売は違法ではないものの、販売者の氏名や素性がわからないことが多いので、事故対応に遅れが生じる危険性も。

野生獣肉を利用したペットフードの製造管理の例

原料の受け入れ

- 猟銃の弾等の異物混入防止のため、金属探知機を通した原料を受入れ
- 鮮度が良い原料(自社基準に基づき、止めさし後、一定時間内に食肉処理施設に搬入された原料)を受入れ

微生物汚染や鉛の残留の可能性があるため、銃弾の経路付近の肉の使用は避ける。
※ペットフード安全法におけるペットフード中の鉛の上限値は3μg/g

原料解凍時の検査

- 目視による確認
- 解凍時にドリップが多い原料は使用しない
- 解凍時に異臭がある原料は使用しない

製造

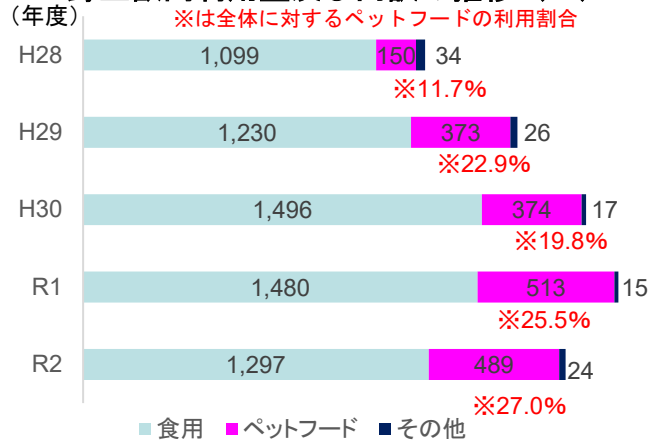
- 寄生虫、細菌等の感染リスクに配慮し、肉の中心部まで**十分加熱**
- 工場内では微生物等による二次汚染を防ぐため、**原料エリアと加熱後エリアを区分け**

特に注意!

出荷前の検査

- 金属探知機による検査
- 微生物(特にサルモネラ菌)の検査

野生獣肉利用量及び内訳の推移 (t)



出典:野生鳥獣資源利用実態調査



フリーマーケットサイトやSNSで販売する場合でも…
繰り返し販売する場合は、

①ペットフード安全法に基づく表示(※次々ページの参考資料参照)が必要



②自ら製造・輸入して販売する場合は、
製造業者・輸入業者としての届出が必要。



ペットフードの基準・規格をめぐる最近の出来事

サルモネラ菌分離事例:平成30年度農林水産省から関係団体に注意喚起を行い、実態調査を実施。令和元年に素材乾燥タイプの鶏ささみジャーキーからサルモネラ菌が検出され、複数頭の犬猫に健康被害の疑いが発生。その後も、検出事例は国内外で散見されている。

砒素の基準値の変更:無機ヒ素の分析法が開発され、普及してきたこと、製品中の無機ヒ素の含有量調査データが収集できたこと等から、ヒ素の規制対象を総ヒ素から無機ヒ素とし、無機ヒ素の基準値を2 $\mu\text{g/g}$ へ。令和3年4月1日に「愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令」を改正し、同年10月1日施行。10月1日に流通しているペットフードには新基準値が適用される。

キャットフードへのプロピレングリコールの混入事例:令和3年6月、猫用には用いてはならない成分であるにも関わらず、ドッグフード製造後のラインの洗浄不足等の理由により、高濃度に検出され回収が行われた。幸いにも健康被害は発生しなかった。

ペットフードの製造方法の基準



分類	物質等	基準
有害微生物	有害微生物全般	加熱し、又は乾燥する場合は、原材料等に由来し、かつ、発育し得る微生物を除去するのに十分な効力を有する方法で行うこと
添加物	プロピレングリコール	猫用には用いてはならない
原料全般	その他の有害物質等	有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある原材料を用いてはならない

ペットフードの成分規格

※上限を超えて含まれてはいけない成分。

	物質等	上限値 ($\mu\text{g/g}$) (注)		物質等	上限値 ($\mu\text{g/g}$) (注)
かび毒	アフラトキシン B_1	0.02	農薬	クロルピリホスメチル	10
	デオキシニパレノール	2 (犬用), 1 (猫用)		ピリミホスメチル	2
重金属等	カドミウム	1		マラチオン	10
	鉛	3		メタミドホス	0.2
	総ヒ素→無機ヒ素	15 → 2		グリホサート	15
有機塩素系化合物	BHC	0.01 (α -BHC、 β -BHC、 γ -BHC及び δ -BHCの合計量)		添加物	エトキシキン・BHA・BHT
	DDT	0.1 (DDD及びDDEを含む。)	亜硝酸ナトリウム		100
	アルドリノ・ディルドリン	0.01 (合計量)	その他	メラミン	2.5
	エンドリン	0.01			
	ヘプタクロル・ヘプタクロルエポキシド	0.01 (合計量)			

【参考資料】

ペットフード安全法の規制対象となる事業者

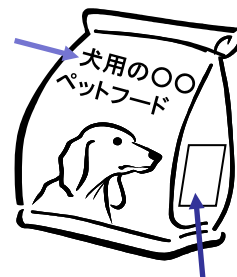
○: 対象、 ×: 対象外

事業者の種類	事業者としての届出	帳簿の備付け	報告の徴収、立入検査
製造業者	○	○	○
輸入業者	○	○	○
卸売業者 販売業者に販売する業者	×	○	○
小売業者 消費者に販売する業者	×	×	○

ペットフードの表示の基準

安全確保や問題発生時の原因究明の観点から、以下の5つの事項について、日本語で表示することを義務化

- ① 名称：ペットフードの商品名をいうが、犬用又は猫用であることがわかるように記載
- ② 原材料名：原則として使用した原材料(添加物を含む)をすべて記載。添加物以外は、穀類、魚介類等の分類名による表示も可能
- ③ 賞味期限：年月日又は年月により表示
- ④ 製造業者、輸入業者又は販売業者の氏名又は名称及び住所：表示内容に責任を有する者について、事業者の種類とともに記載
- ⑤ 原産国名：内容に実質的な変更をもたらす最終加工工程※を完了した国

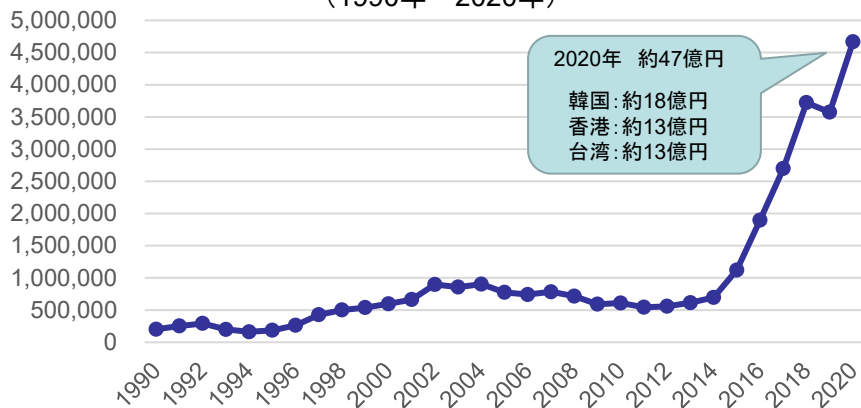


※ 代表的なタイプのペットフードの最終加工工程

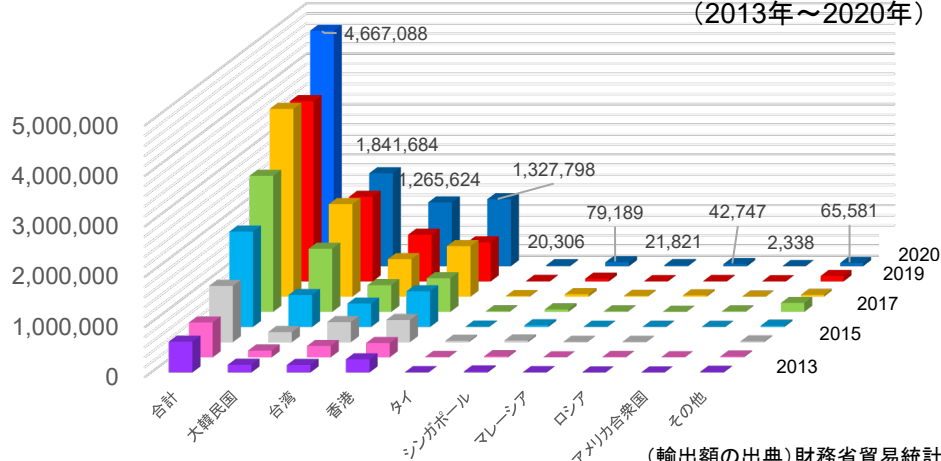
- ・ ドライ及びソフトドライタイプ：エクストルーダー
- ・ ウェットタイプ：レトルト殺菌工程
- ・ 練り加工タイプ：練り成型後の加熱工程
- ・ 焼き菓子・パンタイプ：焼成工程

- ・ 犬猫フードの輸出額は近年増加傾向(アジア地域におけるペットブームが背景)
- ・ 2020年の我が国の農林水産物・食品の輸出額約9,866億円のうち、ペットフードは約47億円(0.5%)

犬猫フード(HSコード:230910)の輸出額の推移 (1990年~2020年)



犬猫フード(HSコード:230910)の輸出額の推移(国別) (2013年~2020年)



(輸出額の出典)財務省貿易統計